

2024 国際航空宇宙展「三重県・松阪市ブース」装飾業務委託
企画提案コンペ業務仕様書

1 目的

令和6年10月16日(水)～19日(土)に東京ビッグサイトで開催される2024国際航空宇宙展に「三重県・松阪市ブース」を出展し、本県の航空宇宙産業を世界に向けてPRすることとしています。「三重県・松阪市ブース」においては、公募で採択した県内事業者10者がそれぞれ自社の強みを訴えて販路開拓を行うことから、来場しやすいレイアウトや装飾を施すことで訴求力を高め、効果的なPRを行い、事業効果を高めます。

2 業務内容

2024 国際航空宇宙展「三重県・松阪市ブース」装飾業務委託

3 履行期間

契約締結日から令和6年10月31日(木)まで

4 業務概要

(1) 業務内容

2024 国際航空宇宙展において装飾を施した「三重県・松阪市ブース」の設置及び撤去
ア 対象展示会

展示会名：2024 国際航空宇宙展

開催期間：令和6年10月16日(水)～19日(土)

開催場所：東京ビッグサイト(東京都江東区有明3-11-1)

搬入・施工期間：令和6年10月13日(日)～15日(火)

搬出・撤去期間：令和6年10月19日(土)～20日(日)

イ 「三重県・松阪市ブース」の設置場所

設置場所：東京ビッグサイト 西展示棟(ブース番号：W2-011)

スペース：6m×9m(4方向が通路)

ウ 設置内容

- 別添に示すイメージ図はあくまで参考であるため、訴求力や視認性が高まり、「三重県・松阪市ブース」への来場促進に繋がる独自の装飾を盛り込み提案すること。
- 主催者が定める規定に従った装飾であること。(後日、三重県から提供します。)
- 「三重県・松阪市ブース」の全面にカーペットを設置すること。
- 「三重県・松阪市ブース」内で10者がそれぞれポスターパネル(A1×2枚程度)や展示台(収納機能付き)を用いてPRできるスペースを設けること。なお、うち1者については、複数者での出展を想定していることから、他の出展事業者に比べて広めのPRスペースを設けること。(別添イメージ図参照)
- 10者分の社名板を設置すること。
- 各社展示スペースにコンセント(100V、2口)を設置すること。(PC、モニター等の使用を想定。)
- 「三重県・松阪市ブース」の大型サインを設置すること。(デザインを含む。)
- 「三重県・松阪市ブース」で三重県及び松阪市のPRを行うこと。(デザインを含

む。)

- スポットライト等の必要な照明を設置すること。
- ブース内に商談用のテーブル 1 台及びイス 4 脚以上を 2 セット以上設置すること。
- 鍵付の控室を設置すること。(4 m²程度)
- 設置にかかるすべての運搬・撤去費用を含むこと。(電気工事含む。)

(2) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を三重県に提出するものとする。

ア 提出方法

委託業務実績報告書の内容や体裁は次のとおりとし、電子データ (Word または Excel) と紙 (A 4 両面) 1 部を提出するものとする。

イ 提出期限

提出期限は、履行期限である令和 6 年 10 月 31 日 (木) までとする。

5 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。また、履行確認は、委託業務完了後の別途指示する日時・場所において実施するものとする。

6 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。業務検査完了後の精算払いとする。

7 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、三重県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

8 その他特記事項

- (1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 2 条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等 (以下「暴力団等」という。) による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が (1) イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- (3) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、三重県個人情報保護法第 176 条、第 180 条及び第 184 条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (4) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転す

るものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (5) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (6) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (7) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

9 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部新産業振興課ものづくり推進班

Tel : 059-224-2749 FAX : 059-224-2078 E-mail : shinsang@pref.mie.lg.jp

担当 : 原、芦田